

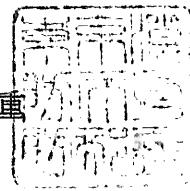
平成16年4月12日

社団法人東京建設業協会

会長 白石 孝誼 様

東京消防庁

予防部長 関口 和重



住宅防火対策等に係る火災予防条例の一部改正について（通知）

平素より、消防行政につきまして格別のご協力を賜わり、厚くお礼申し上げます。

さて、住宅防火対策については、これまでも消防行政における最重要課題として取組んできたところであります。

しかしながら、近年、当庁管内の住宅火災による死者数は、年間おおむね100人前後で推移してきたところ、昨年は大幅に増加し、前年比31人増の124人の死者が発生しました。

このような状況に鑑み、住宅における防火安全対策を一層推進するため、火災予防条例の一部を改正する条例（平成16年東京都条例第109号）が平成16年3月31日に公布され、同年10月1日から施行されることとなりました。

つきましては、下記事項について傘下会員の皆様方に周知され、住宅における防火安全の確保等に係る特段のご配慮をお願い申し上げます。

記

1 火災予防条例の主な改正内容

(1) 住宅用火災警報器の設置等に関する事項

ア 住宅を新築し、又は改築しようとする建築主は、一定の性能を有する住宅用火災警報器を火災予防条例施行規則で定める基準に従い設置しなければならないとされたこと。（住宅部分に自動火災報知設備等が設置されている場合を除く。）

イ 前アにより住宅用火災警報器を設置した建築主は、その旨を消防機関に届け出るとされたこと。

ウ 住宅用火災警報器に必要な性能基準が定められるとともに、性能試験及びその結果に基づく表示制度が導入されたこと。

(2) 消防設備業に関する事項

ア 消防設備業者は、その事業活動に関して、火災予防上不適当な行為を行ってはならないこととされたこと。

- イ 消防設備業者が火災予防上不適当な行為を行ったときは、消防総監は、これを是正するよう指導及び勧告することができることとされ、勧告に従わないときは、その旨を公表することができるとされたこと。
- ウ 消防設備業の対象となる消防設備機器に誘導標識、消防用水、排煙設備、特殊消防用設備等及び住宅用火災警報器などの住宅用防災機器が追加されるとともに、対象事業として点検が加えられたこと。
- エ 消防設備業の変更又は廃止の届出に係る規定が加えられたこと。

2 その他

住宅用火災警報器の設置普及等を一層推進するため、次の事項に配意願います。

- (1) 住宅若しくは住宅を含む建築物を新築又は改築しようとする場合の確認申請時には、確認申請書（第四面）及び建築計画概要書（第二面）に住宅用火災警報器を設置する旨を記載すること。
また、努めて確認申請図書の平面図等に設置位置を明記すること。
- (2) 住宅用火災警報器の設置工事が完了した場合の届出を促進すること。
- (3) 設置促進を図る住宅用火災警報器は、前1(1)ウによる表示が付されたもの、日本消防検定協会による鑑定品、又は消防総監が告示する予定の光電式の煙感知器とすること。
- (4) 既存住宅についても、増築やリフォーム等の際に、努めて住宅用火災警報器の設置促進を図ること。

問い合わせ先

〔 予防課 建築係 梨本 金丸
電話 03-3212-2111 内線 5222 5225 〕